

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、半坂地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）半坂地区）を行うことについて平成19年12月17日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成20年1月4日から同月24日まで縦覧に供する。

平成19年12月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀